

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年1月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月から63年6月まで
20歳になった時に、母親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料についても、母親が家族の分と併せて納めてくれていた。
申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き保険料の未納は無い。
また、申立人の保険料を納付していたとする母親は、国民年金に加入した昭和45年3月以降、60歳に到達するまでの長期にわたり保険料の未納は無い上、母親が申立人と同様に保険料を納付していたとする家族（父親、3人の兄及び弟）の国民年金加入期間において、保険料が未納とされているのは、父親の44年1月から同年3月までの3か月間のみであることから、母親の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は昭和62年分の源泉徴収票を所持しており、その源泉徴収票の社会保険料等の金額欄には8万7,900円と記載されていることが確認でき、この金額は、申立期間のうち、同年1月から同年12月までの保険料を納付した場合に必要な金額と一致していることから、当該期間の保険料が納付されていたと考えられる。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成2年3月に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はこの頃に行われたとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和63年1月から同年6月までの保険料については、過年度納付することが可能であったところ、オンライン記録及びA市の国民年金情報検索シ

システムによると、同様に過年度納付することが可能であった同年7月から平成元年3月までの保険料が過年度納付されていることが確認できる上、オンライン記録において、2年4月に納付書が作成されていることが確認でき、これはその時点で時効が成立していなかった昭和63年1月以降の保険料に係るものと考えられることから、納付意識の高かった母親が同年1月から同年6月までの保険料を過年度納付したとしても不自然ではない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和60年11月から61年12月までについては、申立人は源泉徴収票等の保険料が納付されていたことを示す関連資料を所持していない上、平成2年3月に払い出された国民年金手帳記号番号では、既に当該期間は時効が成立しており、過年度納付することはできなかったことから、当該期間の保険料が納付されていたと推認することはできない。

また、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年1月から63年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年2月まで

私又は両親のいずれかが平成3年4月頃に国民年金加入手続を行い、遡って納付が可能であると聞いたので、納付した時期ははっきり覚えていないが、申立期間の保険料をまとめて納付した記憶がある。申立期間の保険料について、納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人に係るA町の国民年金の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成7年6月に払い出されており、平成6年度の保険料については7年3月に納付されていることが確認できる。同町によると、国民年金加入手続を行った月の翌月に納付書が国民年金被保険者に対して送付されるとしていることから、申立人の国民年金加入手続は遅くとも同年2月頃に行われたものとみられ、この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、5年1月及び同年2月の保険料は時効成立前であり過年度納付することが可能であった。

さらに、母親は、遡って保険料を納付した記憶があるとしているところ、上記平成5年1月及び同年2月と同様に、加入手続時点において過年度納付することが可能であった同年3月から6年3月までの保険料について過年度納付したものとみられることから、時効成立前で納付することが可能であった5年1月及び同年2月の保険料も納付していたとしても不自然ではない。

しかしながら、申立期間のうち、平成3年4月から4年12月までの保険料

については、国民年金加入手続時期（7年2月頃）を基準とすると、既に時効が成立しており、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間のうち、平成3年4月から4年12月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年1月及び同年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月

私は、会社退職（平成7年4月）後、すぐにA市B区役所で国民年金加入手続を行い、国民年金保険料は、口座振替で納付していた。納付書や督促状が届いた記憶は無いが、口座振替にしていた時は、預金があった時期なので、保険料を納付していたはずである。8年4月からは、預金が無くなり口座振替を解約したため、それ以降は、納付したくても納付することができなかつたが、申立期間当時は、預金もあったので1か月だけ納付しなかつたということはない。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとされている。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年5月25日にA市B区で払い出されていることから、その頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年4月21日とする事務処理が行われたものとみられる。この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であった。

さらに、申立人は、保険料が口座振替できなかつたときは、送付されてきた納付書で後日納付していたはずであるとしているところ、A市では口座振替により引き落としができなかつた者に対しては、翌月中旬に未納催告納付書を発行していたとしていることから、申立人が申立期間の保険料を送付されてきた納付書により納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年3月まで
妻が昭和51年4月頃にA市役所で私の国民年金の加入手続を行った際に、国民年金保険料は2年間遡って納付できると説明を受けたので、2万6,000円ぐらいの保険料を納付書で一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は24か月と比較的短期間である上、申立人は、昭和51年度の国民年金保険料を現年度納付した以降の国民年金加入期間において未納は無いほか、申立人の加入手続及び申立期間の保険料を納付したとする妻は、国民年金加入期間は全て納付済みとされていることから、妻の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、昭和51年7月頃にA市役所で行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って47年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であった。

さらに、妻は、A市役所で申立人の国民年金の加入手続を行った際に、保険料は2年間遡って納付できると説明を受けたので、2万6,000円ぐらいの保険料を納付書で一括納付したとしているところ、i) 同市では、担当窓口で過年度納付書を交付していたとしていること、ii) 申立期間の保険料納付に必要な金額は、2万4,600円となり、妻が一括納付したと主張する保険料額と近似していることから、保険料の納付意識が高かった妻が申立期間の保険料を過年度納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知厚生年金 事案6578

第1 委員会の結論

総務大臣から平成23年4月26日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、当該あっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から61年9月まで

ねんきん定期便を確認したところ、私がパソコンで記録している厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額と相違するので、申立期間について、正しい標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録については、A社から提出された給与台帳により、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料額を事業主により給与から控除されていたこと、及び事業主が申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないこと認められることから、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき、平成23年4月26日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、当該あっせん後に、A社において申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」（昭和60年8月8日に社会保険事務所（当時）が受付。）が保管されていたこと、及び当該届により、同社が申立人の申立期間における標準報酬月額を32万円として社会保険事務所に届け出していた事実が判明したことから、申立人の申立期間における標準報酬月額の記録については、厚生年金保険法の規定に基づき、32万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（36万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年8月から14年2月まで

ねんきん定期便によれば、A社における申立期間の標準報酬月額は、私が保管する給与明細書の保険料控除額より低い額となっていることが分かったので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する36万円と記録されていたところ、平成14年3月13日付けで、13年8月1日に遡って26万円に引き下げられ、申立人が退職した日（14年3月20日）まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の代表者及び従業員18人についても、申立人と同様に平成14年3月13日付けで、13年8月1日に遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社の元代表者は、「A社の資料は破産管財人の管理とされており、従業員の標準報酬月額を引き下げた事実について確認できない。」と回答しており、複数の同僚は、「申立期間当時、会社は経営状態が悪かったので給与は遅れがちであったが、全額支給されていた。」旨証言しており、申立人も、「給与の一部を会社に貸していた。貸した分は退職後に返金してもらった。」と述べており、申立期間当時、申立人の報酬月額が当該遡及訂正後の標準報酬月額（26万円）に見合う額まで減額されたことをうかがわせる証言は得られなかった。

また、申立人と同様に平成14年3月13日付けで、13年8月から14年2月までの期間に係る標準報酬月額を遡って28万円に引き下げられている同僚から

提出された給与明細書によると、当該同僚の当該期間に係る保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該遡及訂正前の標準報酬月額（38万円）と一致することが確認できる。

さらに、滞納処分票により、申立期間当時、A社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成14年3月13日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、申立人について、13年8月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はなく、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和50年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月1日から同年7月1日まで

私は、昭和47年5月にB社に入社し、50年5月に関連会社のA社（その後B社に合併。）に異動し、継続して勤務していた。年金記録を確認したところ、異動した時の2か月間の年金記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社から提出された在籍証明書及び同僚の回答により、申立人は、B社及び系列会社のA社に継続して勤務し（昭和50年5月1日にB社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によれば、A社は、昭和50年7月1日に適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できないものの、雇用保険の記録によると、申立人を含む異動者及び採用者（5人）は、いずれも同年5月1日に雇用保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和50年7月の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明と回答しているが、申立期間はA社が厚生年金保険の適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年3月から同年9月までは22万円、同年10月から同年12月までは24万円、15年1月から16年1月までは22万円、同年2月は26万円、同年3月は22万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年6月は34万円、同年7月及び同年8月は28万円、同年9月及び同年11月は32万円、同年12月は36万円、17年1月は34万円、同年2月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録については、1万円に訂正することが必要である。

さらに、申立人の申立期間③から⑥までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間③は30万円、申立期間④は35万4,000円、申立期間⑤は50万円、申立期間⑥は50万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②から⑥までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年3月から17年2月まで
② 平成15年4月30日
③ 平成15年7月31日
④ 平成15年12月5日
⑤ 平成16年8月2日
⑥ 平成16年12月10日

申立期間①については、給与明細書により、記録された標準報酬月額に基づく保険料より高い厚生年金保険料を控除されていることが確認できるので、正しい記録に訂正してほしい。

申立期間②については、賞与支給に係る年金記録が無く、申立期間③から⑥までについては、標準賞与額は記録されているが、年金額に反映されない状態となっているので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成16年2月から同年9月までの期間及び同年11月から17年2月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、22万円から36万円までの標準報酬月額に見合う給与が支給され、38万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる総支給額から、平成16年2月は26万円、同年3月は22万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年6月は34万円、同年7月及び同年8月は28万円、同年9月及び同年11月は32万円、同年12月は36万円、17年1月は34万円、同年2月は28万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成14年3月から15年12月までの期間については、申立人は当該期間に係る給与明細書を所持していないが、A市から提出された給与支払報告書における社会保険料等の金額から判断すると、申立人は、平成14年3月から同年9月までは22万円、同年10月から同年12月までは24万円、15年1月から同年12月までは22万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

さらに、申立期間①のうち、平成16年1月については、申立人は当該期間に係る給与明細書を所持していないが、B社から提出された「平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」における社会保険料等の金額から判断すると、申立人は、当該期間は22万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明と回答しているが、給与明細書等により確認又は推認できる保険料控除額又は総支給額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していない上、平成16年の算定基礎届に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致す

ることから、事業主は、給与明細書等において確認又は推認できる保険料控除額又は総支給額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成16年10月については、給与明細書において確認できる総支給額に見合う標準報酬月額（22万円）が、オンライン記録の標準報酬月額（22万円）と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間②については、B社から提出された賞与管理データにより、申立人は、当該期間において12万6,000円の標準賞与額に見合う賞与が支給され、1万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③から⑥までについては、申立人から提出された賞与明細書並びにB社から提出された賞与額逆算シート及び賞与振込依頼書（以下「賞与関連資料」という。）により、申立人は、当該期間において30万円から52万円までの標準賞与額に見合う賞与が支給され、30万円から50万7,000円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、前述のとおり、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与管理データにおいて確認できる保険料控除額から、申立期間②は1万円、賞与関連資料において認められる保険料控除額から、申立期間③は30万円、申立期間④は35万4,000円、申立期間⑤は50万円、申立期間⑥は50万7,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②については、当該期間の賞与支払に係る届出を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないと認めており、申立期間③から⑥までについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所は、当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA事業所における資格喪失日は、昭和62年6月5日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、19万円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人のB社における資格喪失日は、平成元年9月12日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年5月30日から同年6月5日まで
② 昭和63年3月21日から平成元年9月12日まで

A事業所及び後継会社のB社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の証言により、A事業所及びB社は同一事業主が経営する事業所であったこと、A事業所は当該期間当時にB社に社名変更されたこと、及び申立人が申立期間を含めてA事業所及びB社に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録では、A事業所は、昭和62年8月12日付けで、同年5月30日に遡って厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同事業所が適用事業所ではなくなったとされる日に同事業所において被保険者資格を喪失している同僚5人全員が、申立人と同様に、同年6月5日にB社において被保険者資格を取得していること、かつ、当該遡及訂正

前の記録から判断して、A事業所が申立期間①において適用事業所としての要件を満たしていたことが認められることから、当該適用事業所ではなくなった旨の処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和62年5月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、B社における資格取得日である同年6月5日であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和62年4月のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

申立期間②について、B社における同僚の厚生年金保険被保険者記録によると、最終被保険者の資格取得（平成元年8月1日）に係る届出が、同年9月11日に行われていることが確認できるものの、同日までに申立人の資格喪失届が提出された記録は確認できないことから、申立人は、少なくとも同日までは同社に勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録では、B社は、平成元年12月6日付けで、昭和63年10月の定時決定を遡って取り消し、平成元年12月7日付けで、昭和63年3月21日に遡って厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、申立人と同様に、同僚9人が同日に同社における被保険者資格を喪失しているとともに、他の同僚9人も同日に同社における被保険者資格の取得を取り消されていること、かつ、当該遡及訂正前の記録から判断して、同社が申立期間②において適用事業所としての要件を満たしていたことが認められることから、当該適用事業所ではなくなった旨の処理を行う合理的な理由は見当たらない。

なお、B社の商業登記簿によると、申立人は、申立期間②のうち一部の期間において、同社の監査役として登記されていることが確認できるものの、複数の同僚が、「申立人は、一般の従業員だったと思う。自分と同様に運転手をしていた。申立人の仕事内容が途中で変わったことは無かった。」と証言していることから、申立人が当該遡及訂正に関与していたことはうかがえない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和63年3月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、B社における勤務実態が平成元年9月11日まで推認できることから、その翌日の同年9月12日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額は、昭和63年2月及び取消し前の同年10月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成21年8月4日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、当該あっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から61年9月まで

厚生年金保険の記録では、申立期間の標準報酬月額が32万円となっており、実際の給与額よりも低く記録されていることに納得がいかない。申立期間について、正しい標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録については、申立人から提出された月棒通知に記載された給与額、A社から提出された人事履歴記録、同社の人事担当者の証言、同僚の証言及び当該同僚から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において44万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び事業主は、申立期間に係る44万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められることから、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき、平成21年8月4日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている、

しかしながら、当該あっせん後に、A社において申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」（昭和60年8月8日に社会保険事務所（当時）が受付。）が保管されていたこと、及び当該届により、同社が申立人の申立期間における標準報酬月額を44万円として社会保険事務所に届け出していた事実が判明したことから、申立人の申立期間における標準報酬月額の記録については、厚生年金保険法の規定に基づき、44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を2万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月1日から同年10月1日まで

私は、大学卒業新入社員として昭和38年4月1日にA社に入社し、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。その時の標準報酬月額は、1万8,000円である。その後、同年5月1日付けで同社B支店に配属となり、同日に同社同支店において資格取得した際の標準報酬月額が1万4,000円となっているが、配属後に給与が減額になった記憶は無いので、正しい標準報酬月額（2万円）に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人と同日の昭和38年4月1日にA社に入社し、厚生年金保険被保険者資格を取得している大学卒業新入社員と思われる同僚全員の資格取得時の標準報酬月額は1万8,000円であることが確認できる。当該同僚のうち、研修終了後の同年5月又は同年6月に同社B支店を含む各支店に配属され資格取得している18人のうち、17人の標準報酬月額は、いずれも2万円であることが確認できる上、同社は、「組合関係の資料により、昭和38年の大学卒業新入社員の給与額は1万9,500円であったことが確認できる。申立期間当時、支店配属後に降給させる社内規定は無かったことから、申立人の給与額は申立期間において1万9,500円以上であったと思われる。」と回答している。

また、申立人と同日にA社B支店で被保険者資格を取得している同僚5人

のうち、連絡が取れた4人は、いずれも「A社B支店配属時に給与額の減額は無かった。」と回答している。

さらに、申立期間当時、総務を担当していた同僚は、「当社では、社員の社会保険料を安くするために低い標準報酬月額を届け出るようなことは行っていない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（2万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月30日から同年5月1日まで

私は、A社に昭和50年11月1日に入社し、63年6月まで同社及びグループ会社に継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、同社を52年4月30日に資格喪失し、B社で同年5月1日に資格取得したことになるので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された家計簿及びA社の回答から判断すると、申立人は、同社及び同社のグループ会社に継続して勤務し（同社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日について確認できる資料等はないが、申立人から提出された家計簿には、昭和52年5月に「C」との記載があり、当該記載がC市に転居した時期に係る記録であることがうかがえる上、申立人のA社のグループ会社内における複数回の異動に係る資格喪失日及び取得日は、いずれも月初とされていることを踏まえると、申立期間についても、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該家計簿で確認できる保険料控除額及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和52年3月の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和52年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知をおこなったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は30万円、申立期間②及び③は25万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日
② 平成17年12月12日
③ 平成18年7月10日

申立期間①、②及び③について、A社から賞与が支給されたにもかかわらず、当該賞与に係る記録が無い。調査して、申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

申立期間②及び③について、上述の賞与明細書により、申立人は、当該期間において、A社から26万円の賞与の支払を受け、25万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②及び③の標準賞与額については、賞与明細書にお

いて確認できる保険料控除額から、25万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①、②及び③に係る保険料を納付したか否かについて不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から8年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月から8年8月まで

社会保険事務所(当時)から国民年金の加入についての連絡があり、その後、一括払いの納付書が届いた。私は、一括で国民年金保険料を納付することが困難であったため、分割払いに切り替え、滞納なく毎月納付した記憶がある。分割払いの依頼をしてから数日で納付書が届いた記憶があるため、当初届いた一括の納付書とその後が届いた分割の納付書の合計金額に差異があることは考え難く、また納付が可能な期間が短縮された可能性も考えられないので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「時期は定かではないが、就職(平成10年4月)して数か月たってから、社会保険事務所から国民年金の加入についての連絡があったと思う。」と述べており、それまで国民年金の加入手続を行った記憶は無いとしているところ、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、平成10年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことを契機に、同年4月27日に付番されていることが確認できる。これらのことから、基礎年金番号付番以降に、申立期間を含む5年*月(20歳到達時)から10年3月までの期間を遡って国民年金の被保険者期間とする事務処理が行われたものとみられ、基礎年金番号が付番された時期を基準とすると、少なくとも申立期間のうち、5年6月から8年2月までの保険料については、時効が成立していたことから、納付書が発行されることはなかったと考えられる。

また、上記申立人の基礎年金番号が付番された時期において、申立期間のうち、平成8年3月から同年8月までの保険料については、過年度納付すること

が可能であり、オンライン記録によると、当該期間と同様に過年度納付することが可能であった申立期間直後の同年9月の保険料については、時効が成立する直前の10年10月23日に遡って過年度納付し、その後の同年3月までの期間における保険料についても、順次過年度納付していることが確認できる。この分割して納付された期間の保険料は23万9,700円となるどころ、申立人は、「当初届いた一括の納付書の金額は27万円ぐらいであり、一括の納付額とその後届いた分割の合計納付額に差異があるとは考え難い。」としているものの、申立人が一括の納付書を受け取り、分割して保険料の納付を開始した時期についての記憶は必ずしも明確ではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、上記のとおり、基礎年金番号制度導入（平成9年1月）以後の時期であり、同番号に基づいて、保険料の収納事務の電算化が図られており、申立人が申立期間のうち、納付することが可能であった8年3月から同年8月までの6か月間にわたる保険料を、月ごとに数回に分けて納付したにもかかわらず、そのいずれもが年金記録から欠落したとは考え難いことから、申立人が分割による納付書入手し、納付を開始したとする時期は、申立期間直後の同年9月の保険料を納付した10年10月23日であった可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から63年6月まで

時期は定かではないが、両親が私の国民年金の加入手続を行い、昭和62年11月にA市役所から離れた場所に転居することになったことから、それまで未納としていた保険料を父親の退職金から60万円ぐらい工面して、同市役所で一括して遡って納付した。申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は定かではないが、両親が申立人の国民年金の加入手続を行い、昭和62年11月にA市役所から離れた場所に転居することになったことを契機に、それまで未納としていた申立期間の保険料として60万円ぐらいを両親が同市役所に一括して遡って納付したとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成2年8月に払い出されており、これ以外に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この手続の際に申立人が20歳に到達した昭和58年*月まで遡って被保険者資格を取得する処理が行われたものとみられる。これらのことから、申立人は、両親が申立期間の保険料を納付したとする62年11月頃当時は国民年金に未加入であったこととなり、両親が保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、上記加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料については、既に時効が成立していたことから、両親が遡って保険料を納付することもできなかったと考えられる。このことは、加入手続時期において、時効成立前であり、過年度保険料として遡って納付することが可能であった昭和63年7月から平

成2年3月までの保険料が同年10月31日に一括納付されていることとも符合する。

さらに、申立人が主張する昭和62年11月時点で保険料を納付したと仮定しても、この時点において遡って保険料を納付することが可能であった期間は、時効成立前の60年10月から62年9月までと考えられ、当該期間の保険料額は17万40円となり、申立人が納付したと主張する金額60万円ぐら^{かいり}いは乖離している。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録同様、申立期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

このほか、両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月及び同年3月

私は、20歳なったとき母親がA市役所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、加入手続後同市から送付されてきた納付書により、常に兄の分と一緒に納付していたと聞いていた。その当時、私はB市で学生時代を送っており、平成9年1月に同市に住所を異動したが、卒業するまでの保険料は全て母親が納付してくれていたはずだ。申立期間当時は同じ学生であった兄には未納が無いにもかかわらず、私だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、A市役所で国民年金の加入手続後、同市から送付されてきた納付書により毎月同じ大学生であった兄の保険料と一緒に納付したとしているところ、公簿によれば申立期間当時、兄については同市から住所変更した記録は無いが、申立人は平成9年1月に同市からB市に住所変更したとされており、これはA市の申立人の国民年金全件リストの国民年金履歴欄に「H9.1.27 転入通知」とされていることとも符合する。

また、A市の「11.05.16 納付記録照会」の納付記録表示を見ると、申立期間は未納とされていることが確認できることから、申立期間の保険料は同市では納付期限までに納付されなかったものとみられ、同市の国民年金全件リストによれば、平成8年5月から9年1月までの期間は納付済みとされていることが確認できるものの、申立期間の保険料は未納とされている。同市では申立期間の保険料を同市の納付書で納付していれば国民年金全件リストの納付記録

に納付済みとして記録されとしており、オンライン記録との齟齬^{そご}は無く、母親が申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。B市においても、転出証明書及び異動届出書に申立期間が納付済みと記載されていなければ、同市から納付書を送付したとしていることから、申立期間の納付書が同市からも送付されたものとみられるが、母親は申立期間の保険料を同市の納付書で納付した記憶は無いとしている。

さらに、この時期になると、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から同年12月までの期間及び55年6月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月から同年12月まで
② 昭和55年6月から同年12月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付した「納付書・領収証書」を所持しているため、納付書を受け取った直後に納付したはずである。還付される理由は無く、申立期間の保険料の還付を受けた記憶も無い。申立期間の保険料が還付され、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する「納付書・領収証書」を見ると、昭和57年4月28日に申立期間①を含む54年10月から55年3月までの期間の保険料が納付され、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、当該期間の保険料が納付されたことが確認できるものの、昭和54年度の欄に「54.10～54.12まで9,900円還付決定 7,540円充当 2,360円還付」と記載されており、55年4月及び同年5月の欄に「充 57.4.30」と記載されている。その上、還付整理簿を見ると、還付事由を時効消滅として57年4月30日決定、同年10月20日請求書受理、同年10月29日支払年月日とされており、申立期間①の保険料9,900円から前述の充当保険料7,540円を控除した還付金2,360円が支払われたことが明記されている。保険料は、納付期限から2年を経過したときは、時効により保険料を納付できなくなることから、申立期間を未納とし、55年4月及び同年5月に充当、残額を還付処理されたものとみられ、これらの事務処理に不自然な点はみられない。

また、申立期間②について、申立人が所持する「納付書・領収証書」を見ると、昭和58年4月22日に申立期間②を含む55年6月から56年3月までの期間の

保険料が納付され、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、当該期間の保険料が納付されたことが確認できるものの、昭和 55 年度の欄に「55.6～55.12 まで 26,390 還付決定 (58.4.26)」と記載されている。その上、還付整理簿を見ると、還付事由を時効消滅として 58 年 4 月 26 日決定、同年 4 月 30 日日本人通知、同年 5 月 25 日請求書受理、同年 5 月 30 日支払年月日とされ、還付金 2 万 6,390 円が支払われたことが明記されており、申立期間①と同様に申立期間②は納付期限の 2 年を経過していることから、申立期間②の保険料が還付されたものとみられ、これらの事務処理についても不自然な点はみられない。

さらに、申立人へ申立期間の保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年7月から10年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月から10年12月まで

申立期間については学生だった。母親から、免除申請が却下となったことに納得できず、その後、はがきが毎月送られてきていたが納付しなかった。就職（平成12年4月）後、納付したと聞いていたので、申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これを行ったとする母親は、申立人が就職（平成12年4月）後、納付したとしているのみで、就職後すぐに納付したかどうかについては覚えていないとしており、保険料納付状況（納付時期、納付場所、納付方法、納付金額等）についての具体的な記憶は無いとしていることから、申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によれば、申立人の基礎年金番号は平成9年6月23日に20歳到達を契機として付番され、資格取得日は同年*月*日とされていることから、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったものの、母親は、申立期間の保険料については、申立人が学生であったとする期間には納付を留保し、申立人の就職後に遡って納付したとしていることから、申立人の就職時の12年4月を基準とすると、申立期間のうち、9年*月（20歳到達時）から10年2月までの保険料については、既に時効期間（2年）を経過しており納付することはできない。申立期間のうち、同年3月から同年12月までの保険料については、過年度納付することが可能であったものの、前述のとおり、申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である上、申立期間の時期にな

ると、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっているものと考えられる。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間直後の平成11年1月の保険料が13年2月15日に遡って納付され、それ以降、12年3月までの各月の保険料が、毎月順番に遡って納付されたことが確認できることから、母親が納付したとする保険料は、これらの保険料であったものとみられ、母親が申立期間の保険料を納付していたとまでの推認はできない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から3年3月まで

私は、20歳（平成元年*月）になった頃、住民票のあるA市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間当時、私は大学生でB市に住んでいたが、私が卒業（3年3月）するまで、両親が私の国民年金保険料をA市役所の窓口で納付してくれていたと聞いている。申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無く詳細は覚えていないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳（平成元年*月）になった頃に、住民票のあるA市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、手続後交付される国民年金手帳の受領については覚えていないとしているほか、加入後の国民年金保険料を納付していたとする両親は、申立人の保険料を同市役所の窓口で納付していたことは覚えているものの、申立期間に係る保険料の納付時期及び納付金額は覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、住民票があったとするA市においても申立人に係る資格記録は存在しないなど、申立人が国民年金に加入していた事実が確認できない。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、両親は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、両親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から同年3月まで

私は、昭和41年1月に勤務していた会社を退職した後、A町役場で国民年金の加入手続を行った。その後、私は、同町役場の窓口で年金手帳に印紙を貼り、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職（昭和41年1月）後、A町役場で国民年金の加入手続を行い、保険料は、同町役場の窓口で国民年金手帳に印紙を貼り、保険料を納付したとしているが、加入手続時期、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年12月1日に婚姻後の氏名でA町に払い出されていることが確認できることから、その頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って同年1月25日（平成15年8月21日に厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和41年1月26日とされていたことから、資格取得日を同年1月26日に訂正されている。）とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する最初に発行された国民年金手帳を見ると、申立人の婚姻後の氏名及び住所、「資格取得 昭和41年1月25日」、「昭和41年12月8日 発行」の記載があることとも符合する。この手帳記号番号払出時期を基準にすると、申立期間の保険料は過年度納付することは可能であった。しかしながら、同町では、過年度保険料は取り扱っていなかったとしていることから、申立人は、同町役場で過年度納付する

ことはできなかつたとみられる上、申立人も同町役場以外で保険料を納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月

私は、昭和 62 年 3 月に A 市 B 区から C 市 D 区に転居した。その数か月後に同区役所から納付書が送付されてきたので、同区役所で申立期間の保険料を妻が私の分と一緒に二人分を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする妻は、昭和 62 年 3 月に A 市 B 区から C 市 D 区に転居した際、申立期間の国民年金加入手続を行った覚えは無いとしている上、申立期間の保険料は、同区役所から申立期間の納付書が送付されてきたので、同区役所の窓口で夫婦二人分の保険料を納付したとするのみで、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額についても余り覚えていないとしていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、A 市及び C 市においても申立人に係る資格記録は存在しないなど、申立人が国民年金に加入していた事実が確認できない。このことは、申立人が所持する制度共通の年金手帳（昭和 58 年 4 月 1 日から使用。）に国民年金手帳記号番号の記載が無いこととも符合する。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、妻が申立期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月

私は、昭和62年3月にA市B区からC市D区に転居した。国民年金の手続を行っていないが、その数か月後に同区役所から納付書が送付されてきたので、同区役所で申立期間の保険料を私が夫の分と一緒に二人分を納付した。また、平成8年頃にもE市役所から国民年金のお知らせがあり、国民年金の記録を整理し未納分を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の前月まで第3号被保険者であり、申立期間当時、第1号被保険者種別変更届の手續が必要であったが、昭和62年3月にA市B区からC市D区に転居した際、当該手續を行った覚えは無いとしている上、申立期間の保険料は、同区役所から申立期間の納付書が送付されてきたので、同区役所の窓口で夫婦二人分の保険料を納付したとするのみで、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額についても余り覚えていないとしていることから、申立期間に係る第1号被保険者種別変更手續及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、平成8年頃、その後転居したE市役所から国民年金のお知らせが届いたので、同市役所で国民年金の記録を整理し未納分を納付したとしているところ、オンライン記録によると、申立人の国民年金加入記録は、当初、第3号被保険者として昭和61年4月1日に資格取得、平成5年3月31日に第1号被保険者種別変更、同年4月1日第3号被保険者種別変更（共済）、6年4月1日第3号被保険者種別変更とされていたが、夫が昭和62年3月21日に厚生年金保険被保険者資格喪失者とされていることが判明したことにより、平

成8年3月21日付けで申立人の国民年金の加入記録も、昭和62年3月21日第1号被保険者種別変更、同年4月1日第3号被保険者種別変更と記録追加されていることが確認できる。このことは、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄の記載内容が訂正されていることとも符合する。このため、申立人は申立期間当時、第3号被保険者とされていたことになり、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる上、記録の追加が行われた平成8年3月21日時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から59年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から59年11月まで

私は、会社を退職（昭和52年4月）した約2年後の54年4月頃に、知人に勧められA町役場か婦人会で国民年金の加入手続を行った。加入後の保険料は、婦人会の集金人に毎月4,700円ぐらい納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職（昭和52年4月）した約2年後の54年4月頃に、知人に勧められA町役場か婦人会で国民年金の加入手続を行い、加入後の保険料は、婦人会の集金人に毎月4,700円ぐらい納付していたとしているものの、i) 申立期間当時の保険料月額は、昭和54年度は月額3,300円、55年度は月額3,770円、56年度は月額4,500円、57年度は月額5,220円、58年度は月額5,830円、59年度は月額6,220円であり、申立人の主張とは相違していること、ii) 同町では、加入手続事務を婦人会が取り扱うことはなかったとしていることから、申立人の加入手続状況及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出整理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年5月31日にA町で払い出されており、これ以前に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続において、資格取得日を申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年4月16日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同町の申立人の「国民年金被保険者台帳」及び申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入であったものとみられ、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできな

ったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月頃から47年1月5日まで

私は、昭和45年8月頃から54年3月までの期間、A事業所に勤務していたが、年金記録を確認したところ、申立期間に係る記録が無いことが分かった。

私は、確かに勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚は、「私は、昭和45年3月頃、A事業所の系列会社に事務職として入社し、しばらくしてから同事業所に転籍となった。私の記憶では、申立人は、同年中に事務職として同事業所に勤務し始めた。」と証言していることから、入社時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時、A事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人は、A事業所において、昭和47年1月5日に資格取得しており、当該資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

また、別の同僚は、「A事業所には、当時、40人から50人が勤務しており、パートの人もいた。」と証言しており、上記の申立人が記憶している同僚も、正社員でないと入社と同時に社会保険に加入していなかった旨証言している。

さらに、A事業所の元事業主は、「申立人に記憶はあるが、当時の資料は無く、当時の事務担当者もいないため、詳細は不明。」と回答しており、申立人の入社時期及び申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において健康保険番号に欠番は無い。

このほか、申立人の入社時期及び申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月29日から同年9月1日まで

私は、A社を昭和60年8月31日に退職後、期間を空けることなくB社に勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び雇用保険の記録により、申立人が昭和60年8月31日まで同社で事務担当者として勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人の資格喪失手続を行ったとされる税理士法人は、当時の資料を保管しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、同僚の雇用保険の記録を確認したところ、申立人と同様に、離職日の翌日が厚生年金保険の資格喪失日となっていない者が複数見られる上、申立人が退職する以前10年間について、オンライン記録においてA社の従業員の資格喪失日を確認すると、14人のうち12人が月末に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人及びA社は、いずれも「昭和60年8月の厚生年金保険料は、同年9月16日に支給される9月分の給与から控除されるはず。」と回答しているところ、申立人は、「同年9月分の給与支給は無かった。」と述べていることから、退職月（同年8月）の厚生年金保険料は控除されていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6589（事案1584の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から同年11月まで
② 昭和51年1月から同年10月まで
③ 昭和52年5月から同年10月まで
④ 昭和54年3月から同年7月まで
⑤ 昭和55年1月から同年7月まで
⑥ 昭和57年1月から同年7月まで
⑦ 昭和58年2月及び同年3月
⑧ 昭和58年7月から同年11月まで
⑨ 昭和59年1月から同年11月まで
⑩ 昭和60年1月から同年7月まで
⑪ 平成元年3月
⑫ 平成元年6月
⑬ 平成元年9月から同年12月まで
⑭ 平成2年2月
⑮ 平成2年7月から同年9月まで
⑯ 平成2年10月から3年7月まで
⑰ 平成5年1月から同年9月まで
⑱ 平成7年4月から同年9月まで

厚生年金保険の記録によると、申立期間⑯に係る標準報酬月額が、当時の給与明細書の給与額に見合う厚生年金保険料と一致しないので、調査の上、記録を訂正してほしいと申し立てたところ、平成21年8月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、前回の結果については納得できず、また、その後、当時の給与明細書が多数出てきたので、調査の上、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑯に係る申立てについては、当該期間のうち、平成2年11月から3年6月までの期間について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるものの、i) A社は、事務処理を誤って当該期間に係る厚生年金保険料を過剰に控除したため、その直後の同年7月から同年9月までの3か月の厚生年金保険料において差額調整を行ったと回答していること、ii) 申立人から提出された同年8月分の給与明細書により、同社の回答どおり厚生年金保険料が差額調整されていることが確認できること、iii) 同僚二人から提出された給与明細書においても、同様の差額調整を行ったことが確認できること等から、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年8月12日付け年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、申立期間⑯については、「給与から過大な厚生年金保険料を控除されているのは事実なので、前回の結果は納得できない。」として、再度申し立てるとともに、新たに見付かった給与明細書（申立期間①から⑮まで、⑰及び⑱）を提出して、当該期間についても標準報酬月額を訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、申立期間⑯（再申立ての期間）については、申立人から新たな資料等の提出は無く、A社に再度照会しても前回と同様の回答しか得られず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

申立期間①から⑮まで、⑰及び⑱については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立人から提出された給与明細書によると、申立期間①のうち、昭和50年9月を除く期間、申立期間②から⑮までの期間、申立期間⑰及び⑱において事業主が申立人の給与から源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の給与額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できる。

一方、申立期間①のうち、昭和50年9月については、上記の給与明細書により、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額を超える給与額の支払を受け、オンライン記録を超える標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主

より給与から控除されていたことが認められる。

しかし、A社は、「申立期間当時の賃金台帳及び社会保険関係の書類が保管されておらず、詳細は不明であるが、昭和50年8月分の給与から13万4,000円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除すべきところ、事務処理を誤って11万8,000円に相当する厚生年金保険料しか控除しなかったため、同年9月分の給与で不足分を調整したと思う。」と回答している。

また、上記の給与明細書によると、昭和50年8月の厚生年金保険料における控除不足の額と、同年9月の厚生年金保険料における過剰控除分の額が同額であることから、A社の回答どおり差額調整を行ったことが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑱までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6590

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年11月21日から同年12月1日まで

私は、A社を退職した日の翌日からB社に勤務したが、厚生年金保険の記録では1か月の空白が生じているので、調査の上記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された源泉徴収票によると、申立人の入社日は、平成11年12月1日と記載されているところ、同社は、「源泉徴収票以外に、申立人の入社日について記録されている資料は残っておらず、平成11年12月1日より前の勤務については確認できない。」と回答している。

また、B社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を給与から控除されていなかったことが確認できる。

さらに、B社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人の被保険者資格取得日は、平成11年12月1日と記載されているとともに、雇用保険の記録によると、申立人の資格取得日は、同年12月1日とされており、いずれの取得日も、オンライン記録の被保険者資格取得日と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6591

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月27日から同年11月21日まで
A社には昭和25年9月から44年2月まで継続して勤務し、途中で休職したことは無い。申立期間中も給与をもらっていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に、昭和34年9月27日に被保険者資格を喪失し、同年11月21日に被保険者資格を再取得している者が453人（申立人を含む。）確認できるところ、これらの者のうち証言の得られた者のいずれもが、「申立期間は、台風の被害により2か月程度、会社は休業していた。」と証言している上、そのうちの複数の者は、「休業していた期間の給与はもらっていない。」と証言しており、そのうちの1人は、「会社の寮で生活していたが、会社は水害により仕事ができない状況であったので、会社の指示で郷里に帰った。2か月後に会社から連絡があり、戻った。」と証言している。

また、申立期間にA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者は、「台風の被害でA社は55日間休業した。警備、復旧作業等に従事した関係者には給与が支払われたが、それ以外の従業員は、会社から連絡があるまで自宅待機となり、この間、給与は支払われなかった。」と証言している。

さらに、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主及び事務担当者は既に死亡しており、同社の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年5月31日から同年6月1日まで
平成15年6月1日にA社から、グループ会社であるB社に転籍したが、仕事の内容、勤務地、勤務形態等に一切変更は無かった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人が勤務していた工場は、平成15年6月1日付けでB社に業務移管しており、申立人は同日付けで転籍したので、A社には同年5月31日まで勤務していた。」と回答していることから、申立人は、同年5月31日まで同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、「当時の事務処理の誤りで、平成15年5月31日を喪失日として届け出ってしまったようだ。そのため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除していない。」と回答しているところ、同社から提出された給与支給控除一覧表によると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6593（事案4711の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月から28年5月20日まで

前回の申立てについて、平成22年11月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、私は、中学校を卒業した昭和25年7月からA事業所に勤務していたことは間違いないので、前回の審議結果に納得できない。同年に学校を卒業したことは、同窓会名簿で確認できるので、再度審議の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の証言から判断して、入社時期は特定できないが、申立人がA事業所に住み込みで勤務していたことはうかがえるものの、i) 元事業主の親族は、「申立期間当時、住み込み従業員の社会保険については、本人ではなく、親の意向を受けて取得手続きを行っていたと記憶している。」と証言していること、ii) 複数の同僚が、同事業所での入社時期と厚生年金保険の被保険者資格を取得した時期は一致していないと証言していること、iii) 同事業所の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に整理番号の欠番は無いことのほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年11月10日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「昭和25年に学校を卒業したことは、同窓会名簿で確認できるので、同年7月にA事業所に入社したことは間違いない。前回の審議結果に納得できないので、申立期間について、再度調査してほしい。」と主張している。

しかし、申立人から提出された同窓会名簿では、申立人が中学校を卒業した年度は確認できるものの、卒業後に勤務したA事業所での申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成10年4月1日から同年10月1日までの期間及び11年10月1日から12年10月5日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成10年10月1日から11年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から12年9月まで

申立期間に係る標準報酬月額が、A社で受け取っていた報酬額より低い額で記録されている。私は、同社の事業主であったが、自らの標準報酬月額を引き下げた覚えは無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成10年4月から同年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、同年4月から同年8月まで50万円と記録されていたところ、同年9月2日付けで、同年4月に遡って30万円に減額訂正され、その後も同額で継続していることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成11年10月から12年9月までの期間について、申立人の標準報酬月額は、当初、11年10月の定時決定処理（同年8月31日付け）により17万円と記録されていたところ、同年10月22日付けで、9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の商業登記簿により、申立人は、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、A社は、厚生年金保険料を滞納していたので、私が社会保険事務所（当時）に呼び出され、滞納保険料の納付方法等について相談した覚えがある。」と証言している。

さらに、当時の取締役は、「A社は、申立人が経営に関わる全てを掌握し、

指示を出していた。標準報酬月額を引き下げについても、承知の上で行ったことだと思う。」と証言していることから、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、当該遡及訂正について無断で処理を行ったとは認められない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、平成10年4月から同年9月までの期間及び11年10月から12年9月までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

一方、申立期間のうち、平成10年10月から11年9月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、10年10月の定時決定処理（同年8月28日付け）により30万円と記録されており、当該処理については、上述の遡及減額訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらない。

また、上述の取締役からは、当時のA社における厚生年金保険料の取扱い等について証言が得られない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から6年6月1日まで

私は、知人に紹介されて平成4年4月にA社に入社した。各種社会保険完備の現場監督としての採用条件であった。同年4月以降、継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の取得日が6年6月1日とされているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚が「申立人は、平成4年頃からA社に勤務していた。工事管理の責任者であった。」と証言していることから、申立期間当時、申立人は、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、平成6年12月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の事業主の連絡先も分からないことから、同社の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立期間にA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「入社日から一定期間経過後に、厚生年金保険被保険者資格を取得した。A社では社員の入退社が多く、社会保険に加入しない人もいた。」と証言していることから、申立期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、A社において平成6年6月1日に資格取得しており、オンライン記録の資格取得日と一致している。

加えて、申立人から提出された年金手帳によると、「初めて厚生年金保険

の被保険者となった日」は、平成6年6月1日と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月1日から41年2月頃まで

私は、昭和35年7月11日にA事業所に就職し、41年2月頃まで勤務したが、37年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の職員の記録を管理しているB事業所から提出された在職記録によると、申立人は、申立期間においてA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、複数の同僚が「非常勤職員から常勤職員に変わった場合は、厚生年金保険被保険者資格を喪失し、共済組合に加入した。」と回答しているところ、共済組合連合会から提出された加入員記録によると、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和37年2月1日から41年2月28日までの期間において共済組合に加入し、後に当該期間に係る共済組合の退職一時金を受給していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6597

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月1日から36年3月25日まで
② 昭和37年1月1日から41年4月30日まで

私は、申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金をもらった覚えは無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い。

また、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6598

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月5日から38年11月10日まで

私は、結婚のため会社を退職したが、脱退手当金を請求した記憶も受け取った記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年11月10日の前後2年以内に資格喪失し、受給要件を満たした11人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、8人に支給記録が確認できる上、そのうち連絡先が把握できた2人は、「会社が代理で請求手続をした。」あるいは、「会社が代理で請求手続をし、代理で受領し、それを会社から受け取った。」と証言していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6599（事案1690の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年6月21日から39年2月1日まで
年金記録確認第三者委員会の前回の決定通知では、「A社B本社」に勤務していた旨記載されているが、自分が勤務していたのは、本社とは独立した組織である「C事業所」であった。この事実を新たな事情として再度審議し、脱退手当金を受給したという記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、事業主による代理請求がなされたものと推認される上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和39年3月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年9月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、上記決定では、勤務先がA社B本社となっているが、自分が勤務していたのは、本社とは独立した組織であるC事業所であったので、これを新たな事情として審議してほしい旨主張して再度申し立てている。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者番号払出簿によると、申立人及び申立人が名前を挙げたC事業所に勤務していたとする同僚は、A社D支店（その後、厚生年金保険における適用事業所の名称を「A社B本社」に変更。）の厚生年金保険被保険者として記録されており、同社は、C事業所に勤務していた社員については、同社D支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたことが認められる。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月8日から42年12月19日まで
② 昭和42年12月19日から43年6月21日まで

年金手続の前に届いた手紙で脱退手当金が支給済みになっていることを知って、おかしいとは思ったが、仕方ないと思っていた。平成23年2月頃、第三者委員会から、同僚の申立てについて調査協力の依頼があり、私自身も脱退手当金を受け取った記憶は無かったので、申立てすることにした。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び②の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和43年12月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6601

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月5日から38年5月29日まで
② 昭和38年6月1日から42年10月1日まで

59歳のときに、社会保険事務所（当時）に行き、脱退手当金が支払われていると聞いて驚いた。脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書が現存しており、脱退手当金支給決定何が作成されているなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、当該裁定請求書には、申立人の当時の住所地、申立期間に係る事業所名及びその所在地が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年11月1日から38年6月26日まで
② 昭和38年7月1日から39年5月6日まで
③ 昭和39年5月9日から40年12月29日まで

私は、日本年金機構からのはがきで、脱退手当金を受け取ったとされているが、請求の申請をした記憶は無く、受給した記憶も無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和41年4月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

愛知厚生年金 事案6603（事案3858及び5626の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月30日から34年10月14日まで
前々回及び前回の申立てについて、平成22年7月7日付け及び23年4月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文をもらった。
しかし、私は、脱退手当金を請求していないし、お金を受け取っていないので、記録が訂正されないことに納得できない。再度調査し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の脱退手当金が支給された時期は、通算年金通則法施行前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の被保険者記録の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さやうかがえないこと、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に脱退手当金の算定に必要な標準報酬月額等を厚生省（当時）から裁定庁に回答したことが記録されていること、脱退手当金の支給額に誤りが無く、厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約6か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえず、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年7月7日付け及び23年4月6日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、「絶対にお金を受け取っていない。支払ったと言うのであれば、自分に支払ったという証拠を見せてほしい。」と強く主張し、再々度申立てを行っているが、このような主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし、『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせるような事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握する事は困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳に脱退手当金の算定に必要な標準報酬月額等を厚生省から裁定庁に回答したことが記録されていること、脱退手当金の支給額に誤りが無く、厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約6か月後に支給決定されているなど、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。